

令和2年第8回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年8月6日(木) 13時32分から14時29分

2. 開催場所 基幹集落センター2階ホール

3. 出席委員 (16名)

会長	19番	原	心一			
会長職務代理	7番	森安	正			
委員	1番	水田	義郎	4番	森田	良彦
	6番	堤	昭雄	8番	宗石	和彦
	10番	西岡	久	11番	山崎	彰
	13番	上島	陽子	15番	小松	和啓
	17番	山内	茂	18番	岡本	博臣
	5番	岡田	修一	9番	西村	広幸
				12番	三木	克司
				16番	三谷	富重

4. 欠席委員 (3名)

2番 平山 則雄 3番 横山 実男 14番 鍵山 佳広

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号 非農地証明願いについて
第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号 使用貸借返還通知報告について
第6号 農地法第4条の規定による届出について(報告)
第7号 香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第8号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島	進
事務局次長	和田	小百合
事務局係長	公文	正志
農地主事	野島	和仁
農地係長	松浦	誠

7. 会議の概要

議	長	開会(13時32分) 皆さん、こんにちは。遅くなってすみません。ちょっと出がけに用事がありまして、ちょっと遅うなりまして、すいません。 長い雨が終わったかと思いますが大変暑い日が続いておりまして皆さん方もいろいろと農作業等についてもですね、お忙しいと思いますし、また体調の方にも十分に注意をしていただいて仕事に臨んでいただきたいというふうに思っています。今日は暑い中の会議になりますけれども、よろしくお願いをしたいと思っておりますので本日の会を進めて参りたいと思っております。 本日欠席届が出ておりますのが、平山委員、鍵山委員、横山委員の3名からですね、欠席届が出ておりますことをご報告を致しておきます。
---	---	---

本日の議案に対します訂正はありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日の議事録署名人につきましては小松委員、三谷委員の2名にお願ひをしたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

それでは早速会議に入りたいと思ひますので、進めてまいりたいと思ひます。

それでは議案に沿ひまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請より順次説明をお願ひします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町岩次字南トクマツ238番1、地目は田、面積は1,703㎡、譲渡人、
、
、譲受人、
、
、譲受人の耕作面積は8,665㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は1、10a当たり800,000円で総額1,362,400円です。

2番、権利種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町佐古菰字サマノシン387番1、地目は田、面積は379㎡、外2筆、計3筆で合計面積1,062㎡、譲渡人、
、
、譲受人、
、
、譲受人の耕作面積は10,035㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は2で10a当たり376,647円で総額400,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町船谷字黒合227番、地目は田、面積は347㎡、外6筆、計7筆で合計面積1,522㎡、譲渡人、
、
、譲受人、
、
、譲受人の耕作面積は11,198.61㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は3、10a当たり500,000円で総額761,000円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町橋川野字カマノ上68番、地目は田、面積は363㎡ 外9筆、計10筆で合計面積3,640㎡、譲渡人、
、
、譲受人、
、
、譲受人の耕作面積は21,354㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は4、10a当たり500,000円で総額1,820,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布字梅ノ本1038番17、地目は畑、面積は340㎡、譲渡人、
、
、譲受人、
、
、譲受人の耕作面積は4,416㎡、譲渡理由は遊休資産の処分、譲受理由は隣接地の取得、資料は5で10a当たり22,058,823円で総額7,500,000円です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町下野尻字東笹岡545番、地目は畑、面積は204㎡、外1筆、計2筆で合計面積570㎡、譲渡人、
、
、譲受人、
、
、譲受人の耕作面積は4,209㎡、譲渡理由は経営縮小、労力不足、譲受理由は隣接地の取得、資料は6で10a当たり1,500,000円で総額855,000円です。

7番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字五反田399番1、地目は田、面積は246㎡、外2筆、計3筆で合計面積1,193㎡、譲渡人、
、
、譲受人、
、
、譲受人の耕作面積は1,916㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は7で10a当たり502,933円で総額60,000円です。

8番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百蔵字上平ラ264

番、地目は田、面積は251㎡、外1筆、計2筆で合計面積346㎡、譲渡人、
[redacted]、譲受人、[redacted]、譲受人の耕作面積は3,033.59㎡、譲渡理由は経営縮
小、高齢化、譲渡理由は隣接地の取得、資料は8で10a当たり86,706円
で総額30,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている
調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。
以上です。

議 長 以上、議案第1号の説明が終わりましたので、皆さん方より質問を受けたい
と思いますが何かご質問は有りませんか。
はい、どうぞ。

委員（5番） この5番よね、桁が間違うちゅうわけじゃあないよね。

事 務 局 まず、この譲受人は譲渡人の甥にあたる方で、この[redacted]さんが土地をですね、
処分するにあたって、[redacted]さんが買い取るということになったらしくて、この
場所はですね、地図で資料の5の地図で見ていただくと香北町美良布の中心街
にある農地でして将来的にここ宅地になるということで、それぐらいで、金額
になったということ聞いております。以上です。

議 長 他にありませんか。無かったら私の方からちょっと。畑ということのなっち
ゅうわけですので、現在農地であろうと思うわけですけども、写真で見るとそ
うでもないわけですから、こういう場合にですね、3年3作とかいうふうなこ
とは適用にあたりませんか。

事 務 局 3年3作は適用されます。農地としてここを使用されるという計画で申請を
されております。

議 長 そういことですので、香北町の中のだ真ん中で宅地化されちゅうような周
辺やと思って聞いてます。はっきりこの場所ということも私はわかりませんが、
香北の皆さん方も農業委員さんでですね、十分に耕作放棄になったり、それか
ら宅地化するために土を入れたりとかいうことがあればですね、問題になろう
と思いますのでその点は十分に注意をしていただきたいというふうに思います
し、それからその建物が建ちゅうところはどういうふうな感じ、普通やっ
たらよね、建物壊して更地にするとかいうことも今までありましたしね。

事 務 局 そうですね、今回のこの倉庫については、農業の倉庫がありまして、200㎡ま
ではですね、転用は必要ないっていうのがあります。それで、これまでですね、
こういった倉庫がある場合には分筆をしてもらうという指導もしてきたんです
けども、そういった小さな農業用倉庫を分筆となるとですね、大きい負担もか
かってなかなか売買が進まないということもあって、周辺の南国市、香南市と
かに確認しましたところ、その違反に当たらない部分についてはですね、認め
てるということもありましたので、そういう取り扱いをですね、今後やってい
きたいということもあります。その辺もちょっと、すいません、ちょっと説明が
抜かりましたが。

議 長 過去にはですね、農業用倉庫であっても建物が建ちゅうたら農地に復元し
てから、3年3作作れというふうな指導もしてきましたけれども、先ほど説明
があったように近隣の南国市、香南市についてはですね、農業用倉庫であれば
建っておっても、農地としての売買を認めちゅうというふうなことがあって、
いろいろ協議した結果、そういう方向で香美市もいったらどうかということとは

相談を受けました。受けてますのでそのところは皆さん方もご協議いただいでですね、ご意見があればいただきたいと思ひますし、今回の場合についてはですね、ちょうどそういうふうな適合した問題が、問題というか皆さん方にご理解をいただく案件になろうと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思ひてます。

場所的には香北町でありますと建物を建てるについてはですね、建物が建てられるところでありますので、問題は無いと思ひわけですけれども、こういうケースめったにありませんので、十分に皆さん方ご理解をいただいでから決めたいと思ひてますのでよろしくお願ひをしたいと思ひます。何か他にご意見は有りませんか。

意見が無ければ各段こういう取り扱ひで異議なしということで進めていってもいいんじゃないかと思ひますが。

他に何か、他の案件で何かご意見ありませんか。

——質疑なし——

議 長 格段無ければですね、採決に入っていきたいと思ひますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議 長 はい、それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町下野尻字シャカドロ251番5、地目は田、面積は406㎡、譲渡人、XXXXXXXXXX、譲受人、XXXXXXXXXX、転用目的は駐車場、転用事由は「下野尻団地の入居戸数は24戸であり、現在の駐車可能台数は36台となっている。当団地は若い居住者が多く、共働きの家庭が多い特徴があり、1戸に2台のスペースの確保に向け整備するものであり、申請地は隣接しており、利便性も良く、選定した。」ということです。資料は9で農地区分は第1種農地、調査員は小松和啓委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の1団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町岩改字女夫木2442番、地目は田、面積は474㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,070㎡、譲渡人、XXXXXXXXXX、譲受人、XXXXXXXXXX、転用目的は太陽光パネル204枚、パワーコンディショナー9台、転用事由は「申請地は、太陽光発電による採算が見込める程度の日照、規模、隣地の同意が得られる土地であるため転用を計画した。所有者は高齢で後継者もなく、農地としての借り手、買い手もいないので転用以外に方法が無い。」ということです。資料は10で農地区分はその他の農地(第2種農地)、調査員は小松和啓委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第1

種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地（第2種農地）と判断されます。以上です。

議 長 はい、すいません、補足説明を1番、2番につきまして小松和啓委員にお願いしたいと思います。

委員（15番） はい、そしたら、資料9-1を見て下さい。これは市営住宅です。ここの国道をいきよったら美良布の旧道へ入る道と分かれる釈迦堂前のお宮がありますが、そのお宮の裏にあります。若い人が入っておりまして、どうしても駐車スペースが少ないということで市の方と一緒に見に行きまして、別にここは問題無いということで承認しました。下の方に農道が走っていますので、農道の方へも出れますので、利便性はいいと思います。以上です。

それから太陽光の方ですが、資料の10番を見て下さい。10番1、それは美良布、龍河洞線のちょうど中間地点になります。山間部です。ここは岩改川の源流が流れておりまして、その上段に引付いた土地ですが、隣の方が、隣の隣地では金柑をもう何年か前に植えておりまして、現在も世話をしておりますが、それ以外周りにはあまり作物を作っているところはありません。反対、川向かいに入りますと、田んぼがありますが、川向かいでちょっと一段上がったようなところで後ろは山といったところです。太陽光入れましても周りに直接関係するおそれも無く、同意も得ておりますので別に問題は無いと思われれます。以上です。

議 長 はい、有難うございました。それでは議案第2号につきまして、皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かご質問は。
はい。

委員（5番） この資料9-3の3よね、この番地の駐車場なんですけどね、駐車場とこの田にちょっと高さがあるけど、これ盛土するがやろうか。

委員（15番） 段があります。それでスロープをかけるようです。

委員（5番） スロープ。

委員（15番） はい。

議 長 いいですかね。

委員（5番） はい。

議 長 他に何かご質問はありませんか。

-----質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

-----異 議 な し -----

議 長 それでは議案第2号農地法第5条の規定による許可申請につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

-----全 員 挙 手 -----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きまして議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町山田字久保屋敷1833番1、地目は畑、面積は200㎡、利用状況は宅地、申請人、
、非農地化した理由は、昭和42年に申請人の親が申請地に家族が住むための家を建てた。平成31年2月9日に申請人が相続した。調査員は西村委員で資料は11です。

2番、申請地は土佐山田町山田字八王子林1753番2、地目は畑、面積は396㎡、利用状況は宅地、申請人、
、非農地化した理由は、申請地は昭和60年月日不詳頃より、自宅の敷地の一部として利用し、現在に至る。調査員は西村委員で資料は12です。

3番、申請地は土佐山田町山田字ウリウタ1100番1、地目は田、面積は677㎡、利用状況は宅地、申請人、
、非農地化した理由は、昭和45年頃(月日不詳)に居宅を建築。以後宅地として利用し、現在に至る。調査員は宮地玄一郎推進委員で資料は13です。

4番、申請地は土佐山田町岩積字石田200番1、地目は田、面積は280㎡、利用状況は宅地、申請人、
、非農地化した理由は、昭和43年に201番に新築するために、201番にあった家を200番1に移行した。平成5年に増築し、現在まで宅地として利用している。調査員は宮地玄一郎推進委員で資料は14です。

5番、申請地は香北町永野字芝大道ノ上2116番2、地目は畑、面積は115㎡、外1筆、計2筆で合計面積234㎡、利用状況は宅地、申請人、
、非農地化した理由は、昭和14年頃、建物を建築し、現在に至る。調査員は竹村推進委員で資料は15です。

6番、申請地は物部町根木屋字槻ノ堂393番、地目は畑、面積は1071㎡、利用状況は山林、申請人、
、非農地化した理由は急傾斜地で農作業に適さず崩落の危険もある為、平成9年頃クヌギを植林し、現在に至る。調査員は山内委員で資料は16です。

7番、申請地は物部町根木屋字スガイ132番、地目は畑、面積は357㎡、外6筆、計7筆で合計面積2,479㎡、利用状況は山林、申請人、
、非農地化した理由は、急傾斜地で農業に適さず、崩落の危険もある為、平成9年頃クヌギを植林し、現在に至る。調査員は山内委員で資料は17です。以上です。

議 長 以上、説明が終わりましたので、補足委員1番、2番、西村委員より説明をお願いします。

委員(9番) 資料11を見て下さい。場所は国道の楠目病院があるところの西側をずっと南へ下りて来て、上井川を渡り50m位行ったら、国道を左に曲がり、150m位行ったらの北側にありまして。家はこの資料にあるように以前よりずっと前に建てまして、そこの北に畑がありまして畑の方が宅地で家が建っちゃう方が畑になってまして、どういうわけか逆に現地はなってます。周りも家に囲まれておりますので問題は無いと思います。

次、資料12の方ですけど、その資料11のところから200、300m東にずっと行ったところが申請地でありまして、ちょうど12-1の右上に土佐山田町JAのライスセンターがあります。その前の中井川をずっと下流の方へ下って200m位ですか、そののがずっと西側ですけど、ここも周りも宅地があつて、もう家が建ってます。それとここの申請地は以前駐車場とかでありま

して、それと15年以上ですか、20年位なりますか、作業小屋を建てまして現在に至ってます。周りも家ですので問題は無いと思います。以上です。

議 長 有難うございました。すいません、続いて宮地玄一郎委員3番、4番をお願いします。

推進委員 (2番) 13-1を見ていただけますか。そこに書いてますように昭和45年頃に家を建てまして、その後住宅地として利用し現在に至る、その通りでして、13-2の方を見ていただきましょうか。裏がですね、ハウスが建ってますけども、これは物干しというか洗濯物の干場に利用してるということです。特に近所のあれもありませんし、問題は無いと思います。

それから4番なんですけども、14-1を見ていただけますか。これは農免道路のところでして、家を新築するとき、申請せずにそのままたんじゃないかということで何十年も経ってますし、前は駐車場になってますんでこれも特別問題は無いと思います。以上です。

議 長 はい、続きまして5番の竹村さんをお願いします。

推進委員 (14番) 資料の15-1ですけど、黒の点線で大きく囲ってるのが、[]の持ち物で、昔ここが全部出原病院でありまして、その赤で囲んであるところも出原病院の一画で、ここだけ非農地の申請をしてなかったという場所で、今ここは建物は建ってません。[]というところだけ建物が建ってます。それは何か月か前までは[]が借りてましたので今は[]に返してますので、問題はありません。

この全部が出原病院の持ち物であったためにちょっと今までと違う非農地になってたのと思います。すいません。言葉足りませんが。

議 長 はい、すいません、7番山内委員。

委員 (17番) 16-1を見てもらったらわかりますが、国道の須賀井トンネルの旧道の方になります。それの上でここ何年か前位は地滑り的な現象があつて、この小松さんも今住んで無いと思いますが。それで避難したという状態で農業をちょっと難しいんじゃないかというふうになってますので問題は無いと思います。

それと次の17-1を見てもらったら、ここも同じ地域で[]さんの家の下の河原ぶちになりますが、この画面でもちよつと出ちゆう崩れたところが見えるようになりここ最近つえてね、地滑り的な現象が起きたという、それで問題無いんじゃないかと思いますが、以上です。

議 長 はい、有難うございました。それではただ今より質疑を行いたいと思いますのでご質問のある方は挙手をお願いしたいと思います、何かご質問は。格段ありませんか。

-----質 疑 な し -----

議 長 格段無いようですので議案第3号非農地証明願いにつきまして原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。

-----全 員 挙 手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きまして議案第4号農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局

報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町林田字カリヤ150番、地目は田、農振区分は農用地、面積は2,888㎡、貸人、
、借人、
、成立日、解約日、引渡日ともに令和2年6月10日、解約理由は借り手変更のためです。

2番、申請地は土佐山田町加茂字玉岩1074番、地目は田、農振区分は農用地、面積は3,663㎡、貸人、
、借人、
、成立日、解約日、引渡日ともに令和2年7月15日、解約理由は借り手変更のためです。

3番、申請地は香北町吉野字門281番、地目は田、農振区分は農用地、面積は724㎡、外5筆、計6筆で合計面積が3,007㎡、貸人、
、借人、
、成立日、解約日、引渡日ともに令和元年9月5日、解約理由は売買のためです。
以上です。

議長

議案第4号につきまして説明がありましたので、皆さん方より、質疑を受けたいと思いますが、何かご質問は。

格段無いようでしたらですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきますがご異議ございませんか

———異議なし———

議長

はい、それでは引き続きまして議案第5号使用貸借返還通知報告についての説明をお願いします。

事務局

報告第5号 使用貸借終了農地返還通知について説明します。

1番、申請地は土佐山田町林田字カリヤ154番、地目は田、農振区分は農用地、面積は2,350㎡、外1筆、計2筆、合計面積4,079㎡、貸人、
、借人、
、解約日は令和2年7月13日、引渡日は令和2年7月31日、解約理由は借り手変更のためです。

2番、申請地は土佐山田町加茂字待場392番、地目は畑、農振区分は農用地、面積は323㎡、外3筆、計4筆、合計面積2,206㎡、貸人、
、借人、
、解約日は令和2年7月1日、引渡日は令和2年7月15日、解約理由は借り手変更のためです。以上です。

議長

以上、説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが何かご質問は。

———質疑なし———

議長

格段無いようですので、この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。

続きまして議案第6号農地法第4条の規定による届出についての報告ですが説明をお願いします。

事務局

報告第6号 農地法第4条届出報告について説明します。

1番、申請地は土佐山田町字宗目殿丸398番2、地目は田、面積は231

㎡、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は車庫1棟、倉庫1棟、資料は18で、調査員は事務局公文です。

2番、申請地は土佐山田町東本町2丁目85番、地目は畑、面積は591㎡、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は木造2階建住宅1棟、資料は19で、調査員は事務局公文です。以上です。

議 長 以上、第6号の説明が終わりましたが、ただ今より質疑を行いたいと思います。何かご質問は。
市外化区域の転用ですので各段問題は無いと思いますが、各段質問はありませんか。

-----質 疑 な し -----

議 長 質問は無いようですので、この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。
続きまして議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。

11ページ1番、土佐山田町京田の農地4筆、合計5,141㎡を[REDACTED]、[REDACTED]さんが購入し、水稻を栽培します。

続いて、12ページからは通常の貸借権になります。

1番、新規設定です。香北町太郎丸の農地、950㎡のうち880㎡を、[REDACTED]さんが借り受け、大葉と水稻を栽培します。貸借権で期間は5年となります。

2番も、同じく新規設定になります。香北町太郎丸の農地2筆、合計2,060㎡を1番と同じ[REDACTED]さんが借り受け、大葉を栽培します。貸借権で期間は5年となります。

次に13ページにいきます。

3番、新規設定で、土佐山田町山田の農地4筆、合計4,728㎡を、[REDACTED]さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は3年です。

次に、14ページにいきます。4番、新規設定で、土佐山田町岩積の農地9筆、合計3,048㎡を、[REDACTED]さんが借り受け、露地野菜を栽培致します。貸借権で期間は5年です。

15ページに移りまして5番も新規設定で、土佐山田佐野の農地2筆、合計353㎡を、[REDACTED]さんが借り受け、菜花を栽培します。貸借権で期間は3年です。

続いて6番、新規設定になります。土佐山田町京田の農地ほか2筆、計3筆で合計6,246㎡を[REDACTED]さんが借り受け、水稻・野菜を栽培します。貸し手と借り手の[REDACTED]さんは親子ということで、使用貸借権で、期間は10年となります。

16ページに参ります。

7番、新規設定で、香北町吉野の農地2筆、合計1,020㎡を、[REDACTED]さんが借り受け、柚子を栽培します。貸借権で、期間は15年となります。今回、耕作者の[REDACTED]さんの案件が、23ページ、申請番号18番まで続きます。

8番、新規設定です。香北町谷相の農地6筆、合計5,080㎡を、[REDACTED]さんが借り受け、柚子を栽培します。貸借権で、期間は15年となります。

17ページに参ります。

9番、新規設定です。香北町吉野の農地3筆、合計2,888㎡を、
さんが借り受け、柚子を栽培します。賃借権で、期間は15年です。
次に18ページと19ページにわたります。

10番、新規設定です。香北町谷相の農地2筆、大変多いので2ページに亘って
おります。合計5,957.61㎡を、さんが借り受け、柚子を栽培
します。賃借権で、期間は15年です。
次に20ページに参ります。

11番、新規設定です。同じく物部町頓定の農地2筆、合計2,233㎡を、
さんが借り受け、柚子を栽培します。賃借権で、期間は15年です。

12番、新規設定です。物部町頓定の農地3筆、合計7,615.9㎡を、
さんが借り受け、柚子を栽培致します。賃借権で期間は15年です。
次に21ページにいきます。

13番、新規設定です。物部町頓定の農地4筆、合計4,047㎡を、
さんが借り受け、柚子を栽培します。賃借権で期間は15年です。

14番、新規設定。香北町吉野の農地、1,000㎡を、さんが借
り受け、柚子を栽培。賃借権で期間は15年です。
22ページにいきます。

5番、新規設定です。香北町吉野の農地、540㎡を、さんが借り受
け、柚子を栽培致します。賃借権で期間は15年です。

16番、新規設定です。香北町吉野の農地3筆、合計1,215㎡を、
さんが借り受け、柚子を栽培します。賃借権で期間は10年となります。
23ページに移ります。

17番、新規設定で、物部町山崎の農地、1,422㎡を、さんが
借り受け、柚子を栽培します。賃借権で期間は15年です。

18番、新規設定で物部町山崎の農地、1,353㎡を、さんが借
り受け、柚子を栽培致します。賃借権で期間は15年です。
次に24ページに移ります。

19番、再設定になります。土佐山田町の農地6筆、合計6,312㎡を、
さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は5年とな
ります。

続いて25ページにいきまして、20番から24番まで、今度は
さんの案件になります。

20番、新規設定です。土佐山田町林田の農地、547㎡を、さんが
借り受け、生姜を栽培します。賃借権で期間は3年となります。
次に21番、新規設定です。土佐山田町林田の農地、983㎡を、
さんが借り受け、生姜を栽培。賃借権で期間は3年となります。
26ページに参りまして22番、新規設定、土佐山田町林田の農地、792㎡
を、さんが借り受け、生姜を栽培致します。賃借権で期間は1年と
なります。

23番、新規設定。土佐山田町林田の農地2筆、合計4,079㎡を、
さんが借り受け、生姜を栽培します。賃借権で期間は2年となります。
27ページに参ります。

24番、新規設定です。土佐山田町林田の農地、2,888㎡のうち2,100
㎡を、さんが借り受け、生姜を栽培します。使用賃借権で期間は1
年です。

これが先ほど報告第4号の1番でありました解約通知があったものの農地を
新たにさんが借りるものです。

次に25番、新規設定です。土佐山田町神通寺の農地5筆、合計3,092㎡
を、同じくさんが借り受け、ニラを栽培します。貸し手のさんと
親子になりますが、生計を別にしているということで、これ今回利用権を設
定するものです。使用賃借権で期間は20年となります。
次に28ページに参ります。

26番、新規設定です。土佐山田町山田島の農地、323㎡を、所有者さんの息子さんである■■■さんが■■■■の代表ではなく個人として借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は10年です。

27番、新規設定です。土佐山田町加茂ほかの農地4筆、合計2,206㎡を、所有者のお孫さんになる■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は10年4か月です。

この4筆はもともと後継者である■■■さんに貸借し、経営移譲しておりましたが、今回、貸し手を変更するものです。先程報告第5号の申請2番にありましたように、■■■さんと■■■さんからは7月15日付けで合意解約通知書が提出されております。

続きまして29ページに参ります。

28番、新規設定です。香北町永瀬の農地5筆、合計3,263㎡を、香北町■■■さんが借り受け、野菜を栽培します。使用賃借権で期間は3年です。

30ページにいきます。

29番、新規設定です。香北町葦生野の農地2筆、合計2,275㎡を、同じく■■■さんが借り受け、大葉を栽培します。賃借権で期間は3年です。

30番、新規設定で、物部町庄谷相の農地2筆、合計1,931㎡を、■■■さんが借り受け、水稻と野菜を栽培します。賃借権で期間は5年となります。

最後31ページにいきます。

31番、新規設定です。物部町庄谷相の農地、1,016㎡を、30番と同じ■■■さんが借り受け、野菜を栽培します。賃借権で期間は5年となります。

新型コロナウイルスの影響を受けて、JAから農業従事者に対して補助金が出るようになったということで、お客様の中には、これまで口約束等で貸し借りを行っていた農地に対して、事務手続き上、利用権の設定が必要になったことから、今月は、たいへん多くの案件が議案に上がって参りました。

利用権だけで31件という例月と比べて大変多くの案件ですが、ご審議をよろしくお願いします。以上です。

議 長 はい、説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。議案第7号につきまして質問のある方は挙手をお願いしたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。

委員 (7番) はい。

議 長 はい、どうぞ。

委員 (7番) 7番から18番まで計算しよったけど、ようせざったが、どればあります。

議 長 私も聞こうかと思ひよった、■■■君の案件やろう。

委員 (7番) ■■■君。

議 長 ごめん、■■■君の案件で面積どればある。
足しゆう間に他に何かご質問は有りませんか。
■■■君の案件はすべて新規設定ですので報告ときます。
それから、大葉を作られるという人が2人おったと思いますが、露地ですか。ハウスですか。

委員 (15番) ハウス。

- 議 長 ハウス、建てるがですか。
- 委員 (15 番) いや、前から。
- 議 長 もう建っちゅうがの、再設定か。
- 委員 (15 番) さっきの大葉は、設定をしてなくて、今度設定するの。
- 議 長 そうかそうか、ハウスを建ててやりよったけど、わかりました。それから 28 ページの ■■■ 君が借りられるおばあちゃんから借りられるハウスでニラと作業場ってついちゅうけんども、作業場の面積がどればあるか把握しちゅう。ちっと待ってよ、足しゅうき。
- 事 務 局 大変お待たせいたしました。■■■さんの総面積です。34,414.61㎡です。
- 委員 (7 番) この方はまだ他にもあたちゅうがね。まあ、息子さん。
- 事 務 局 息子さんが3人とも農業を一緒にやって下さってますね。それが大きいというふうには言っていました、本人さんも。息子らも一緒にやってくれるきっていうことで。
- 委員 (7 番) それと結構清爪でも柚子をあてちゅうけんどもなかなか世話はしてくれたがよ。地元ではなかなか柚子を作りゅうって話。なかなか3人、4人でやっても大変のようにはあるけんども。そりゃあ、自信があってやるろうき。
- 事 務 局 一時期はブルーベリーとかも作ってましたしね、奥様と一緒に。
- 委員 (7 番) 银杏もね、安芸の方でね。何町も。すごい面積やね。
- 議 長 面積的にも広い面積。私、息子さん2人と思うちよったけんども、3人やりゅうがやね。ほな4人でやれるということか。まあ、それだけこなせる能力があるろうと思いますので、是非とも耕作放棄地になるよりはですね、そのように作っていただいたら、有難いと思います。他に何か皆さん方からご質問は有りませんか。
- 質 疑 な し ———
- 議 長 格段無いようですので、この件につきましては、採決を取らなあいきませんので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。
- 異 議 な し ———
- 議 長 それでは議案第7号香美市農用地利用集積計画の諮問であります、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。
- 全 員 挙 手 ———
- 議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。続きまして議案第8号のその他の件につきまして何かありますか。

事務局
議長

無いです。

事務局の方からはですね、各段無いというふうなことです、これですね、農業委員会の議題は終了させていただきたいと思います。それで引き続きまして、あと農用地最適化推進意見交換会をですね、少し休憩をとってですね、皆さん方がお集まりをいただけたらですね、開催を再開をしたいと思いますのでよろしくお願い致します。5分以内で始めたいと思いますのでよろしくお願い致します。

閉会 (14時29分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原、心一 (原)

署名人 小松和啓 (小松)

署名人 三谷富重 (三谷)